

社会福祉法人 浴光会

あじさい苑

感染症及び食中毒の予防 及びまん延防止のための指針

1. 基本的考え方

あじさい苑(以下「当施設」という)は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場である。高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。このような前提を念頭に置き、当施設では、感染症対策委員会が中心となり、感染症及び食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、そして感染症発生時には発生源の調査、拡散防止など迅速で適切な対応に努める必要がある。

当施設の感染症及び食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体で取り組む。

2. 基本の方針

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、感染症対策委員会を設置する等、施設全体で取り組む。

(1) 平常時の対応

①施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、手洗い場、うがい場の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的実施する。そして、施設内の衛生管理、清掃、消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

②介護、看護ケアと感染症対策

介護、看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液、体液、排泄物等を扱う場面では、最新の注意を払い、スタンダードプリコーション(標準予防策)に基づき、適切な方法で対処する。入居者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

(2) 発生時の対応

万が一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働省が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐために下記の対応を図る。

- ①「発生時状況の調査と把握」
- ②「まん延防止のための措置」
- ③「有症者への対応」
- ④「行政への報告」

(3) 行政への報告

施設長は、次のような場合には、迅速に区市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時の対応等の指示を仰ぐ。

※報告書式は都道府県、市町村の指定様式とする。

- ①区市町村等の担当部局への報告

《報告が必要な場合》

- (ア) 同一の感染症もしくは食中毒による、またはそれらによると疑われる死亡者または重篤者が1週間内に2名以上発生した場合
- (イ) 同一の感染症もしくは食中毒による、またはそれらによると疑われる者が10名以上または全入居者・利用者の半数以上発生した場合
- (ウ) (ア) および (イ) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

《報告する内容》

- ◎ 感染症または食中毒が疑われる入居者・利用者の人数
- ◎ 感染症または食中毒が疑われる症状
- ◎ 上記の入居者対応や施設における対応状況等

②多摩立川保健所への届出

医師が感染症法、結核予防法または食品衛生法の届出基準に該当する入居者、またはその疑いのある者を診断した場合には、これらも報告に基づき、多摩立川保健所への届出を行う必要がある。

3. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置

① 設置目的

当施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の対策を検討するため、感染症対策委員会を設置する。

②感染症対策担当者

次の者を感染症対策担当者とする。

看護職員 *なお、感染症対策担当者は看護業務との兼務を可とする。

③感染症対策委員会の構成員

- (ア) 施設長
- (イ) 管理者（グループホーム）
- (ウ) 看護職員（委員長を務める） ※感染症対策担当者
- (エ) 生活相談員（ケアハウス）
- (オ) 介護職員
- (カ) 管理栄養士

④感染症対策委員会の開催

感染症対策委員会は、委員長の召集により感染症対策委員会を月に1回開催する。その他、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項（⑤感染症対策委員会の主な役割 参照）について審議する。

⑤感染症対策委員会の主な役割

- (ア) 施設内感染対策および発生時の対応の立案
- (イ) 指針、マニュアル等の作成
各感染症の予防マニュアル、各感染症対応マニュアル、環境整備マニュアル、食品取扱いマニュアル、食中毒マニュアル 等
- (ウ) 発生時における施設内連絡体制および行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- (エ) 入居者・利用者および職員の健康状態の把握と対策案
- (オ) 新規入居者・利用者の感染症の既往の把握と対策案
- (カ) 委託業者（清掃・調理等）への感染症および食中毒防止のための指針の周知徹底
- (キ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施
- (ク) 感染症発生時の対応と報告
- (ケ) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

⑥職員の健康管理

- (ア) 職員は、年1回の健康診断を実施する。
- (イ) 職員が感染症に罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治するまで適切な処置を講ずる。

(2) 職員教育の実施

介護に携わる全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的ケアの励行を図ることを目的とし、感染症対策委員会の企画により、以下のとおり実施する。

①新規採用者に対する研修の実施

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

②全職員を対象とした定期的な研修の実施

全職員を対象に定期的な研修を年2回以上実施する。

③その他必要な教育・研修の実施

参考 手洗いトレーニングの教材（手洗いキット）貸出

多摩立川保健所 感染症対策係【042-524-5171】予約必要

4. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

（施設長）

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止体制の総括責任
- ② 感染症発生時の行政報告

（看護職員）

- ① 医師、提携病院との連携
- ② ケアの基本手順の教育と周知徹底
- ③ 衛生管理、安全管理の指導
- ④ 予防対策への啓発活動
- ⑤ 早期発見、早期予防の取り組み
- ⑥ 経過記録の整備
- ⑦ 職員への教育

（管理者、生活相談員）

- ① 看護職員と連携を図り、予防及びまん延防止対策の強化
- ② 緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
- ③ 発生時及びまん延防止の対応と指示
- ④ 経過記録の整備
- ⑤ 家族への対応
- ⑥ 各職種別教育

（介護職員）

- ① 各マニュアルに沿ったケアの確立
- ② 生活相談員、看護職員、管理栄養士、調理員との連携
- ③ 入居者・利用者の状況把握
- ④ 衛生管理の徹底
- ⑤ 経過記録の整備

（管理栄養士）

- ① 食事管理、衛生管理の指導
- ② 食中毒予防の教育、指導の徹底
- ③ 看護職員の指示による入居者の状態に応じた食事の提供
- ④ 緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関、施設、家族）
- ⑤ 経過記録の整備

5. 記録の保管

感染症対策委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する諸記録は5年間保管する。

6. 感染症、食中毒予防及びまん延防止に関する指針の閲覧

この指針は、いつでも閲覧することができます。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

7. その他

(1) 入居予定者の感染症について

当施設は、一定の場合を除き、入居予定者が感染症や既往があっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

(2) 指針等の見直し

本指針および感染症対策に関するマニュアル類等は感染症対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(附 則)

この指針は平成23年 2月 1日より施行する。

この指針は平成30年 8月 1日より施行する。

この指針は令和 6年 4月 1日より施行する。